

議提案第4号

白岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

白岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年白岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10号中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第52条、第53条及び第54条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10号の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から、第52条、第53条及び第54条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 第52条、第53条及び第54条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等及び刑法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。